

# 毛呂山町森林整備計画書

令和5年3月

計画期間

自 令和 5年 4月 1日  
至 令和15年 3月31日

埼玉県

毛呂山町

## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	4
1	森林整備の現状と課題	4
2	森林整備の基本方針	4
3	森林施業の合理化に関する基本方針	6
II	森林の整備に関する事項	6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	9
第2	造林に関する事項	9
1	人工造林に関する事項	9
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	12
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	13
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2	保育の種類別の標準的な方法	14
3	その他必要な事項	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	18
3	その他必要な事項	20
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	20
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	20
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	20
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	21
5	その他必要な事項	21

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	21
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	21
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
4	その他必要な事項	22
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	22
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	22
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	22
3	作業路網の整備に関する事項	22
4	その他必要な事項	24
第8	その他必要な事項	24
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	24
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	24
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	25
Ⅲ	森林の保護に関する事項	25
第1	鳥獣害の防止に関する事項	25
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	25
2	その他必要な事項	26
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	26
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	26
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	26
3	林野火災の予防の方法	26
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	26
5	その他必要な事項	27
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	30
1	保健機能森林の区域	30
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	30
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	30
4	その他必要な事項	31
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	31

1	森林経営計画の作成に関する事項	3 1
2	生活環境の整備に関する事項	3 1
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	3 1
4	森林の総合利用の推進に関する事項	3 2
5	住民参加による森林の整備に関する事項	3 2
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	3 2
7	その他必要な事項	3 2

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

毛呂山町は埼玉県の南西部に位置し、秩父山地と関東平野が接する、いわゆる八王子構造線にまたがり、西部は山地、中央部及び東部が平地であり、西部の山地は標高300m～400mで外秩父山地の東縁部にあたる。

また、県立黒山自然公園の一部に含まれ、果樹園や畑が多く、自然環境に恵まれています。中央部及び東部一帯は、越辺川と高麗川の間にはさまれた標高60m前後の平地で、中央部には市街地が形成され、東部の低地は水田地帯となっている。

毛呂山町の総面積は3,407haであり、森林面積は1,403haで総面積の約41%にあたる。そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は約1,040haであり、町内の森林面積の約74%を占めている。

本町においては、スギ・ヒノキを主体とした人工林が多くを占めており、今後、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、計画的な伐採と林道の整備を推進することが課題である。

一方、森林は木材生産のみならず洪水や土砂の流出・崩壊を防ぐなどの町土の保全に役立つとともに、水源の涵養や大気の浄化、生活環境の保全など様々な役割を果たしている。

また、都市化の進展に伴い、森林を保全しようとする動きや森林空間を自然体験の場、教育の場、散策やレクリエーション活動の場として利用するなど、森林に対する住民の要請はこれまで以上に多様化してきている。地域の特性や観光的な側面を考慮し、ふるさと山づくり事業の推進を図り、住宅化の進んだ地区において、残された里山林を保存するとともに、地域住民の憩いの場として整備するため植樹活動の活性化を通じ、遊歩道の整備、住民参加による森林の整備の推進、自然体験森林としての場の創造と提供に努めるものとする。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の機能の中でも、本町においては特に下記の機能を重視し森林整備を推進するものである。

- ① 滝ノ入、阿諏訪、大谷木、宿谷、権現堂地域など水源の涵養機能の発揮を期待する森林（当区域は、材木の生育に適しており、同時に木材生産機能の発揮を期待する）
- ② 中央、東地域の平地林など市民生活と密着する区域は快適環境形成機能の発揮を期待する森林
- ③ 滝ノ入、阿諏訪、大谷木、宿谷、権現堂地域などの森林は、自然とのふれあいの場として適切に管理されており、保健・レクリエーション機能の発揮を期待します。
- ④ 鎌北湖周辺や滝ノ入などの森林には、文化機能の発揮を期待します。

森林の有する機能		機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
①水源涵養機能		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
②快適環境形成機能		樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着の能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
③木材生産機能		林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林で、森林管理道等の基盤施設が適切に整備されている森林
④ 保健 文化 機能	保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
	文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林
	生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり、特有の生物が生育・生息している溪畔林

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

### ア 森林整備の基本的考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものである。

機能ごとに森林の整備及び保全の基本方針を下記のとおり定める。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
①水源涵養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ天然力も活用した施業を推進する。 水源涵養のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
②快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

③木材生産機能		木材等林産物を持続的、安定的且つ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、計画的な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することを基本とする。
④ 保健 保健 文化 機能 機能	保健・レクリエーション機能	住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。
	文化機能	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
	生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性の維持増進を図る森林として保全することとする。

#### イ 森林施業の推進方策

伐採にあたっては、公益的機能の発揮に十分留意すると共に、伐採後は、必要に応じて造林を行うこととする。

適切な森林整備を推進していくために、町、森林所有者、西川広域森林組合、森林管理事務所等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、啓蒙普及に努めるとともに、国・県の補助事業の活用を図り、森林整備の推進を図るものとする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、町、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進、県産木材の流通・加工体制の整備等、長期展望に立った林業諸政策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は下表のとおりとする。なお、標準伐期齢は、その林齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

地 域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クスギ	その他 広葉樹 (用材外)	その他 広葉樹 (用材)
本町全域	35年	40年	35年	35年	35年	55年	10年	15年	55年

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法、皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐： 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐： 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

また、伐採・搬出に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第 4 の 1 (2) で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整計第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

### (1) 育成単層林施業

育成単層林施業については、人工林、概ね30年以下のクヌギ、コナラからなる単層林及び人工造林によって高い林地生産力が期待され、かつ、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である天然林等を対象として、次表に示す育成単層林施業の標準的な方法に従って実施するものとする。

施業の区分	標準的な方法																		
育成単層林施業	① 主伐に当たっては、自然的条件及び多面的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地の保全、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。																		
	② 主伐の時期については、高齢級の人工林が増加すること等を踏まえ、多面的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採することとする。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>生産目標</th> <th>主伐の時期(年)</th> <th>直径(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スギ</td> <td>柱材</td> <td>35年</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td>55年</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ヒノキ</td> <td>柱材</td> <td>40年</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td>80年</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	生産目標	主伐の時期(年)	直径(cm)	スギ	柱材	35年	20	造作材	55年	30	ヒノキ	柱材	40年	20	造作材	80年	30
	樹種	生産目標	主伐の時期(年)	直径(cm)															
スギ	柱材	35年	20																
	造作材	55年	30																
ヒノキ	柱材	40年	20																
	造作材	80年	30																
③ ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため11月から3月の間に伐採を行うものとする。																			

育成単層林施業： 森林を構成する樹木の全部又は大部分を一度に伐採し、その後一斉に植林を行うこと等により、樹齢や樹高のほぼ等しい樹木から構成される森林として成立させ維持する施業

### (2) 育成複層林施業

育成複層林は、天然林、広葉樹が混交している人工林等であって、複数の樹冠層を構成する森林として成り立ち、森林の有する諸機能の維持増進が図られる森林を対象として、次表に示す育成複層林施業の標準的な方法に従って実施するものとする。

育成複層林施業	<p>① 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえて、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して選木を行うものとする。</p> <p>② 択伐は、伐採に当たって適正な蓄積が維持される繰り返し期間とし、択伐率(支障木を含めて)は、概ね30%以内とするものとする。</p> <p>③ 皆伐による場合には、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。</p>
---------	--

育成複層林施業：森林を構成する樹木を択伐等により部分的に伐採し、人為により樹齢や樹高の異なる複数の樹木から構成される森林として成立させ維持する施業

- 3 その他必要な事項  
該当なし

## 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項  
(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ	ケヤキ等

(注) スギの造林にあたっては、花粉症対策に資するため花粉の少ない品種とする。また、樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土樹種などにも考慮すること。定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員または町の林務担当部局と相談のうえ、適切な樹種を選択する。

- (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数は、下表に示す本数を標準として、決定するものとする。

樹 種	仕立ての方法	植栽本数（本／ha）
スギ ヒノキ	疎仕立て	概ね 1, 500
	中仕立て	概ね 2, 500
広葉樹等	密仕立て	概ね 3, 200

### イ その他人工造林の方法

人工造林は、下表に示す方法を標準として行うものとする。このほか、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	原則として最小限度の刈り払いを実施する。ただし、現地の状況により省略することができる。
植付の方法	列植え（方形植え）又は正方形植えとするが、地形、作業性等を考慮し、三角形植え等も行う。また、植付けにあたっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。

植栽の時期	春植えは3月中旬～4月下旬、秋植えは9月中旬～10月下旬までに行うことを標準とする。
-------	--

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を、人工造林すべき期間として定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、下表を参考に定めることとする。なお、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して定めること。

天然更新の対象樹種	広葉樹 クヌギ・コナラ・クリ等 針葉樹 アカマツ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ・コナラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア) 期待成立本数

樹種	期待成立本数 (本/h a)
広葉樹 (ナラ類・カシ類・カエデ類・サクラ類) 針葉樹 (マツ類・モミ類等)	10,000

(イ) 天然更新すべき本数

樹種	天然更新すべき本数 (本/h a)
広葉樹 (ナラ類・カシ類・カエデ類・サクラ類) 針葉樹 (マツ類・モミ類等)	3,000以上

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新によるものについては、伐採後概ね5年を越えない期間を経過した時点で、別に定める更新完了の基準を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図る。

##### a 天然下種更新

(a) 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。

(b) 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所について行う。

(c) 植込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

(d) 除伐、間伐は、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行う。

##### b ぼう芽更新

(e) ぼう芽の発生が良好でない場合には、目的樹種を植栽するものとし、植付は人工造林に準じて行う。

(f) 下刈は1～3年目に行う。

(g) ぼう芽整理(芽かき)は、ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈と同時に行い、極力下方のぼう芽を残し、3～5本立ちとする。

#### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。伐採跡地更新完了の目安は、後継樹の密度がha当たり3,000本以上成立している状態とする。後継樹は、更新対象樹種のうち、樹高が30cm以上の稚樹木、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。なお、更新完了していない場合は、植栽及び更新補助作業により確実に更新を図ることとする。(埼玉地域森林計画区における天然林更新完了基準)

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内を目安とし、更新すべき期間を定めるものとする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

・現状が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

- (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在  
該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

樹種	生育しうる最大の立木の本数
クヌギ、コナラ等	10,000本/ha

更新については、下表の本数以上を植栽等により確実に更新する。

更新すべき本数
3,000本/ha

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。本町においては、間伐及び保育が十分に実施されていない状況にあることから、間伐及び保育が適切な時期及び方法により実施されるよう、計画的かつ積極的な実施を推進することとする。

樹種	施業方法	植栽本数(本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林令(年)				標準的な方法
			1回目	2回目	3回目	4回目	
スギ	標準伐期	1,500	—				<p>間伐率は、本数率概ね20%～35%又は材積率で概ね20%とする。間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減を図る観点から、気象被害に留意し、間伐率を高めを実施するのが望ましい。なお、針広混交林に誘導する場合は、概ね40%～50%とする。</p> <p>間伐木の選定は、林木の配置及び樹幹の形質を考慮し、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。</p> <p>また、スギにあつては、雄花の着花量にも考慮し選定する。</p> <p>なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した間伐木の選定にも配慮する。</p> <p>立地条件の劣る森林における初回間伐等であつて、効率的な作業実施の上から必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮することとする。</p>
	長伐期		35	45			
ヒノキ	標準伐期		—				
	長伐期		40	55			
スギ	標準伐期	2,500	25				
	長伐期		25	35	45		
ヒノキ	標準伐期		30				
	長伐期		30	40	55		
スギ	標準伐期	3,200	18	25			
	長伐期		18	25	35	45	
ヒノキ	標準伐期		20	30			
	長伐期		20	30	40	55	

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、下記の表に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

### ア 育成単層林

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢																		標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	13	15	16	17	18	20				
下刈	スギ	△	○	○	○														造林木の成長状況、雑草木の繁茂状況により必要最小限実施する。実施時期は6月上旬～8月下旬頃を目安とする。刈払いは、原則として筋刈・坪刈とし、雑草木の繁茂が著しい場合は全刈できるものとする。終了時の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。		
	ヒノキ	△	○	○	○	△															
つる切	スギ								←	△	→								つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように、適切に行う。実施時期は6月上旬～9月下旬頃を目安とする。		
	ヒノキ								←	△	→										
除伐	スギ								←		△	→		△	→				目的樹種と周辺植生の競合時期に実施することとし、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮するなど現地の実体に即した施業を行う。実施時期は通年とする。		
	ヒノキ								←		△	→				△	→				
枝打ち	スギ								←		○	→		△	→				製品価値の高い良質材の生産を目的とし、投資効率を考慮して実施する。実施時期は9月中旬～3月下旬頃とする。		
	ヒノキ								←		○	→				○	→				

- 注：1 ○印は、通常予想される実行標準。  
2 △印は、必要に応じて実行する。  
3 ←→は、実行時期の範囲を示す。

イ 育成複層林（下木を植栽する場合）

（ア）下層木の下刈り・つる切り・除伐

植栽木の育成状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。

（イ）上層木の枝払い

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。

ウ 育成複層林（下木を植栽しない場合）

（ア）下刈り

雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋刈り）を行う。

（イ）芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。

（ウ）つる切り

目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除去する。

（エ）除伐

幼齢期には他の広葉樹を密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみ除伐する。

3 その他必要な事項

森林法第10条の10に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

（1）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林、干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林などの水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として別表1に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を拡大するために標準伐期齢+10とし、併せて伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

木材	パターンA	標準伐期齢 皆伐20ha以下
水源涵養	パターンB	標準伐期齢+10 皆伐20ha以下
山地災害 快適環境 保健	パターン C, D	C 長伐期 標準伐期齢×2 D 複層林 択伐によらない

「なお、この区域の（社）埼玉県農林公社営林、埼玉県営林については、長伐期（標準伐期齢×2）とする」

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図る森林。土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害機能/土壌保全機能が高い森林等。これらの森林を土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として別表1に定める。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を基本とし、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。施業の方法については別表2により定める。ただし、公社林については長伐期施業（標準伐期齢の2倍）とする。

(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

飛砂防備保安林、風害防備保安林、霧害防備保安林など、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等、生活環境保全機能が高い森林等を快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として別表1に定める。

#### イ 森林施業の方法

大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として別表2に定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

#### (4) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められている森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等を、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として別表1に定める。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

#### イ 森林施業の方法

湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として別表2に定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

## 2 木材の生産機能の維持推進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で・自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域を別表1により定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域を別表1に定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

### (2) 森林施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進すべき森林として別表2に定める。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

【別表1】

区 分	森 林 の 区 域	面 積
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 19, 20, 21, 22, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34 林班	949.81 h a
土地の災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 19, 20, 21, 22, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34 林班	949.81 h a
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 23, 24, 25, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51 林班	453.37 h a
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 19, 20, 21, 22, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34 林班	949.81 h a
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	全域	1403.18 h a
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	なし	—

【別表 2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面 積
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 19, 20, 21, 22, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34 林班	949.81 h a
土地の災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	択伐以外による複層林施業を推進すべき森林	1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 19, 20, 21, 22, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34 林班	949.81 h a
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	択伐以外による複層林施業を推進すべき森林	6, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 23, 24, 25, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51 林班	453.37 h a
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	択伐以外による複層林施業を推進すべき森林	1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 19, 20, 21, 22, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34 林班	949.81 h a

### 3 その他必要な事項 特になし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針  
意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策  
森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の促進を図る。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項  
森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努めることとする。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

#### 5 その他必要な事項

特になし

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林経営面積は小さく約85%が小規模林家のため次の施策により共同化を推進する。

- ① 町内全域において、計画的、集団的な施業を促進する。
- ② 森林組合への施業委託を促進する。
- ③ 啓蒙、普及活動を強化促進する。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項は次のとおりである。

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- ③ 共同施業実施者の一部の者が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

- 4 その他必要な事項  
特になし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の水準を以下のとおり示す。

なお、この水準は、木材搬出予定箇所における目安であり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)	
		森林作業道	基幹路網 (林道等)
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60 (50) 以上	15以上
	架線系作業システム	20 (15) 以上	
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

注)「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)は、地形・地質・森林の有する機能等を踏まえて定めるものとする。

- 3 作業路網の整備に関する事項

作業路網については、高規格の森林管理道と簡易的な森林作業道、それらの中間的な規格の林業専用道の3区分とし、幹線路網については森林管理道と林業専用道、細部路網については森林作業道により計画する。

- (1) 基幹路網に関する事項

- ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針の制定について(平成22年9月24日22林整第60号林野庁長官通知)を基本として、埼玉県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

本町においては当面基幹路網を森林管理道で計画するが、地形条件等をふまえ、林業専用道を含めた効果的な路網整備計画を引き続き検討する。

開設 拡張	種別	区分	路線名	延長	面積	前半5カ 年 の計画	対図番号	備考
開設	その他	森林管理道	阿諏訪坂	500	19		N-14	
開設	その他	森林管理道	鳥谷沢	500	45		O-14	
開設	その他	森林管理道	杉生沢	200	50		N-14	
開設	その他	森林管理道	阿諏訪滝ノ入	1000	77		N-14	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、森林作業道作設指針の制定について（平成22年11月17日 林整整第656号林野庁官通知）を基本として、県の定める森林管理道作設指針に則り、森林管理道との組み合わせにより効率的な森林施業ができるように開設する。また、開設にあたっては、地形に沿うように設置し作設費用を抑えつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とするため、堅固な土構造による路体を基本とし、構造物は、地形・地質、土質などの条件からやむを得ない場合に限り設置することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

国及び県が定める森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用出来るように適正に管理する。

4 その他必要な事項

特になし

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の林家の大部分は経営規模が5ha未満の零細所有者であり、生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多い。従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の軽減を図ることとする。

#### (2) 林業労働者、林業後継者の養成方策

① 林業労働者の主たる就労の場である森林組合の各種事業の受委託の拡大を図りつつ、労務班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととする。

#### ② 林業後継者等の育成

県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討をすることとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとする。

#### (3) 林業事業体の体質強化方策

林業の担い手である森林組合について、施業の共同委託化による受注体制の整備、経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより就労の安定化、近代化に努めることとする。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

#### (1) 林業機械化の促進方向

本町の林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中にあって、森林施業の合理化を図るためには、林業機械化は必要不可欠であることから、生産性の向上、労働強度の軽減を図るため傾斜地の多い地形条件や樹種に対応した機械化の導入を図るものとする。

#### ① 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

1を踏まえ、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入を、下表のとおり図るものとする。

区 分		目 標		
		伐 木	集 材	造 材
大規模 專業型	緩斜地車両系	ハーベスター	フォワーダ	プロセッサ
	傾斜地架線系	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ
小規模 兼業型	緩斜地車両系	チェーンソー	フォワーダ	プロセッサ
	傾斜地架線系	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ

## (2) 林業機械化の促進方策

林業機械の促進方策は、高性能林業機械のオペレーターを育成するため、県の実施する研修会等への積極的な参加等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとする。

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

公共施設での木材利用など木材利用拡大を図るとともに、町内の製材業者の育成を図るなどの計画的な整備の推進をすることとする。

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

##### (2) 鳥獣害防止の方法

ニホンジカの被害対策については、特に植栽が予定されている森林を中心に、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）又は捕獲（わな捕獲、銃器による捕獲等）による鳥獣害防止対策を推進し、被害防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

#### 【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)
ニホンジカ	大字権現堂 001	73.72

## 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとする。また、野生鳥獣の行動把握・被害状況把握等に努めるものとする。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害が続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害については、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図ることとする。

#### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、関係行政機関、森林組合、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を実施する。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ニホンジカ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽、間伐等の森林施業に応じた計画的なテープ巻等による予防やノネズミ被害の拡大を防ぐための防除等森林被害対策等を県、森林組合、森林所有者等と協力して行う。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火貯水槽の設置、消火機材等の配備及び作業道の充実により防災管理網を整備する。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

毛呂山町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、様式第1号による申請書2通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書

(3) 申請者が、請負又は委託契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負又は委託契約書の写し

① 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

② 町長は、火入れの許可をするときは、指示事項を記載した様式第2号による許可証を交付するものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

火入許可申請書

令和 年 月 日		
毛呂山町長	あて	
申請者	住所 毛呂山町	
	氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
	電話番号	
<p>次のように火入れを行いたいので許可されたく「毛呂山町火入れに関する規則」第2条の規定により申請します。</p>		
火 入 地	所在地	毛呂山町大字
	所有者 (管理者)	代表
	地種区分	保安林(     )、普通林(     )、原野、その他(耕地の畦畔)
	所有区分	国有地(     )、公有地(     )、私有地(     )
	面積	総面積                      ヘクタール
火入予定期間		令和 年 月 日 (予備日令和 年 月 日)
火入れ目的		1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良
火入れ方法		人 工
防 火 体 制	火入従事者	人
	防 火 帯	延長                      メートル、幅員                      メートル
	器 具	水バケツ・竹ぼうき
火入責任者		
備 考		(添付書類                      通)

- (注) 1 保安林の(     )の中には保安林種を記入  
 2 その他の(     )には土地現況を記入、  
 3 所有区分の(     )には、所有形態の細分(部分林、部落有林、社寺有林等)を記入

火入許可証

令和 年 月 日	
許可番号 申請人	号 様
毛呂山町長 氏 名 ㊟	
年 月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。	
火 入 場 所	
面 積	総面積                      ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	
備 考	

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

下記の地域を保健機能の増進を図る区域として定める。

##### 1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
大字権現堂、宿谷、 大谷木、阿諏訪、滝 ノ入、葛貫	1～5、 7～13、 19～35	1,107	897	205	4	1		

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
造林	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。 植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保育	第3の2の表に従い、確実にを行うものとする。
伐採	択伐を原則とする。

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

###### (1) 森林保健施設の整備

###### ①整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設

休憩施設、遊歩道及びこれらに類する施設。

###### ②留意事項

町有林を中心として整備を進めるが、県等の公共機関、民間機関及び当該地域住民等の協力が必要である。また、水源の確保については既存の施設、隣接森林所有者及び下流域の住民等と十分な協議・調整が必要である。

###### (2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	18m	
ヒノキ	18m	
広葉樹	15m	
その他	14m	

#### 4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努めることとする。

### V その他森林の整備のために必要な事項

#### 1 森林経営計画の作成に関する事項

##### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を作成して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営体は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

##### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
阿諏訪	17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24	<u>2 4 3 . 9 5</u>
大谷木	6, 7, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16	2 3 0 . 1 3
権現堂	1, 2, 4, 8, 9	2 7 9 . 1 5
宿 谷	3, 5	<u>1 3 9 . 0 6</u>
滝ノ入	25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35	<u>3 5 7 . 1 7</u>

#### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

#### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

地域住民に、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、森林とのふれあいの場所を提供し森林への関心をはぐくむための森林・林業体験プログラムに取り組むとともに企業団体の森づくりへの直接参加を推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林所有者との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 町有林の整備

本町は、現在、人工林を中心に約24haの森林を有しており、人工林については、森林組合等に保育・間伐等を委託し、実施することとする。